

結婚祝品の交付申請を終えられた方へ

今後の流れは以下のとおりとなります。

- ① 審査のうえ、条件を満たしている場合、申請月の翌月中旬ごろに「津幡町結婚祝品交付決定通知書兼確定通知書」を送付いたします。
(※審査の時点で未納の町税等がある場合は、祝品は交付できません。口座振替でお納めの方は、残高にご注意ください。)

- ② 「津幡町結婚祝品交付決定通知書兼確定通知書」の送付を受けたら、同封のご案内に記載の期限（送付の日から概ね1か月です）までに役場新庁舎3階企画課で祝品（商品券）を受け取ってください。

祝品（商品券）を受領する際に必要なもの

- （様式第2号）津幡町結婚祝品交付決定通知書兼確定通知書（原本）
- （様式第5号）津幡町結婚祝品受領書
(※様式第2号に同封して送付します。夫または妻以外の方が受け取りに来る場合は、委任が必要です。)
- 受領者（祝品を受け取りに来る人）の現住所、氏名、生年月日が確認できるもの（運転免許証など）
- 受領者の認め印

祝品の受領に関する問合せ先
津幡町総務部企画課
TEL：(076) 288-2158（直通）
FAX：(076) 288-6358